

●香川県告示第45号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。
平成2年香川県告示第78号（海岸保全区域及び海岸管理者の指定）は、廃止する。

平成30年2月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

沿岸名	漁港名	地区海岸名	海 岸 保 全 区 域
讃岐阿波 沿岸	白方漁港	白方漁港海 岸	<p>1 指定場所 さぬき市鴨庄字北白方、字白方地先</p> <p>2 指定区域 基点1、基点2、基点3、補助点3、補助点2、補助点1、基点1を順次直線で結んだ線により囲まれた区域並びに基点4、基点5、基点6、基点7、基点8、基点9、基点10、基点11、基点12、基点13、基点14、基点15、基点16、基点17、基点18、基点19、補助点4、基点20、基点21、基点22、基点23、基点24、基点25、基点4を順次直線で結んだ線により囲まれた区域</p> <p>3 基点及び補助点の表示（角度の表示は、方向角とする。） 基点1 さぬき市鴨庄字北白方3626番地1地内の標杭 基点2 基点1から222度0分、59.0メートルの地点 基点3 基点2から130度0分、49.0メートルの地点 基点4 さぬき市鴨庄字白方3622番地5地先の無番地を挟んだ字白方3626番地5地先の標杭 基点5 基点4から126度37分、20.9メートルの地点 基点6 基点5から122度51分、30.1メートルの地点 基点7 基点6から116度57分、20.1メートルの地点 基点8 基点7から113度50分、19.9メートルの地点 基点9 基点8から108度25分、37.1メートルの地点 基点10 基点9から92度47分、67.4メートルの地点 基点11 基点10から84度39分、16.2メートルの地点 基点12 基点11から76度24分、20.3メートルの地点 基点13 基点12から348度51分、63.3メートルの地点 基点14 基点13から11度34分、6.5メートルの地点 基点15 基点14から91度35分、45.0メートルの地点 基点16 基点15から163度50分、1.8メートルの地点 基点17 基点16から77度30分、20.4メートルの地点 基点18 基点17から95度19分、20.9メートルの地点 基点19 基点18から346度43分、6.9メートルの地点 基点20 基点19から292度31分、134.8メートルの地点 基点21 基点20から168度51分、84.3メートルの地点 基点22 基点21から261度10分、54.9メートルの地点</p>

			基点23 基点22から290度12分、22.1メートルの地点
			基点24 基点23から289度19分、33.6メートルの地点
			基点25 基点24から66度31分、71.3メートルの地点
			補助点1 基点1から21度0分、37.0メートルの地点
			補助点2 基点2から84度30分、107.0メートルの地点
			補助点3 基点3から123度0分、61.0メートルの地点
			補助点4 基点19から322度55分、52.4メートルの地点